

第460回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年4月27日（月）
- 2 開催年月日 令和8年5月27日（水）午後1時30分から午後1時48分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 大会議室
- 4 出席者
委員（10名）
亘理 榮好 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、小川原 泉 委員、
熊谷 正樹 委員、菊地 敏克 委員、小林 洋介 委員、大村 文雄 委員、山崎 義広 委員
[欠席5名：島田 悦作 委員、斎藤 千加子 委員、平井 俊朗 委員、菊地 克昌 委員、
川戸道 達三 委員]
岩手県（15名）
森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤原漁業調整課長、中
野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、遠藤技師、阿部技師、佐々木技師、阿部
水産技術センター所長、志田沿岸広域振興局水産部長、佐藤県北広域振興局水産部長、
野呂漁業取締事務所長、野澤大船渡水産振興センター所長、小川宮古水産振興センター
所長
事務局（3名）
遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邊主任
傍聴者（0名）
報道関係者（1名）
- 5 委員会の議事
第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 6 報告事項
令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第62回）の概要について
- 7 委員会の経過
遠藤事務局長
それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い
いたします。
亘理会長
ただ今から、第460回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。
開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、本当にありがとうございます。
また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、県からの諮問1件と、報告事項1件となっております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、島田悦作委員、斎藤千加子委員、菊地克昌委員、平井俊朗委員、川戸道達三委員の5名が欠席でございますが、10名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会 会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、小川原委員と天野委員をお願いをいたします。

亘理会長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

遠藤事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について(諮問)。要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第1項第2号及び岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第2号に掲げる知事許可漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法等の規定につきましては、資料の11ページ以降に抜粋して整理してございます。

初めに、11ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第2号のなまこ漁業と、もう一つは15ページにあります、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の小型機船底びき網漁業が対象となります。

資料14ページを御覧願います。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の

内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年5月15日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

岩手県水産振興課の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について御説明いたします。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料9ページをお開きください。知事許可漁業の制限措置等の設定についてでございますが、知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶の数など、上段の表に示す制限措置として定め、その内容を予め公示することとされております。

今回お諮りするのは、(3)の2つ目の表の、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち、1 小型機船底びき網漁業及び3 なまこ漁業と、次の10ページにございます、一番上の表、操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業の種類のうち、2 なまこ漁業でございます。

今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置について御説明いたしますので、2 制限措置のうち、許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について、を御覧ください。

まず、(1)操業区域を漁業権区域内とする小型機船底びき網漁業につきましては、当該漁業は、共同漁業権区域内において、漁業権者から操業の同意を得た者が行うものであることから、許可の数は「定めなし」とするものでございます。

続きまして、(2)操業区域を漁業権区域内とするなまこ漁業についてでございます。

アのなまこ漁業と、イのなまこ潜水器漁業のうちの(ア)につきましては、共同漁業権の区域内において、操業できる漁業権者等がなまこを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は「定めなし」とするものでございます。

続いて、イのなまこ潜水器漁業のうち(イ)については、第二種共同漁業権区域内において、漁業権者から同意を得た者がなまこを採捕するものであり、要望のありました二共第1号漁場について、「1件」の許可枠を公示しようとするものでございます。

次に、(3)操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするなまこ漁業については、要望調査の結果を踏まえ、「合計152件」の許可枠を公示しようとするものでございます。

ただ今御説明しました内容を反映させた公示案を、資料2ページから8ページに記載しておりますので、詳細につきましては後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(「ありません」の発声あり)

亘理会長

御意見等がなければ、お諮りします。

第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

次に、報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

藤原事務局次長

事務局次長の藤原でございます。私の方から、報告事項としまして、令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第62回)概要について、御報告します。青の表紙の報告事項をお開き願います。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会は、今月5月15日に、東京都港区のアジュール竹芝で開催されました。総会には、衆・参両議院農林水産委員会委員長、水産庁長官をはじめとする来賓、各海区の会長・委員等72会員中38会員、延べ96名の出席があり、岩手海区からは、亘理会長と事務局から藤原が出席しております。

議事は、4題ありまして、資料に記載のとおりでございます。第1号議案が令和7年度の事業報告、収支決算書及び剰余金処分案の承認について。第2号議案が令和8年度事業計画及び収支予算書案の承認について。第3号議案が協議事項として、中央要望活動の要望書案の検討。第4号議案が次期総会の開催場所を東京都とする案でございます。いずれも、事務局案のとおり承認されております。

このほか、令和9年度要望に向けた要望書のとりまとめ及び全国海区漁業調整委員会連合会の今後の予算等について、報告がございました。なお、報告終了後には、他県の委員となりますが、永年、委員会運営等に御貢献いただいた5名の委員の方に感謝状が授与されました。

資料の中ほどに、7 特記事項として記載してございますが、第2号議案、令和8年度事業計画について、岩手海区が所属する東日本ブロック会議は、今年10月に北海道で開催される予定となっております。また、事務局職員研修会ですが、こちらについては、本県盛岡市を会場として11月に開催される予定となっており、全国から事務局職員が約100名参集する見込みとなっております。

次に、第3号議案、令和8年度中央要望活動についてですが、水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁、衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望が予定されております。要望内容は、各ブロック会議での協議を経て、別に配布しております要望書としてとりまとめられております。

要望項目については、1 海区漁業調整委員会制度について、2 沿岸漁業の秩序維持について、3 太平洋クロマグロ資源管理について、4 沿岸資源の適性な利用について、5 漁業法改正後の制度運用について、6 外国漁船問題等について、7 海洋性レジャーとの調整等について。以上の7項目に分けて継続要望することとなっております。

この中で、新規要望として、5 漁業法改正後の制度運用についての中項目、2 新たな資源管理措置等の要望の中に、新規要望として、1 ポツ目ですが、TAC管理の根幹となる資源評価の精度向上を求める意見が複数のブロックから提案されていることを踏まえまして、資源評価の精度を向上させることと、精度の高い資源評価や適性・柔軟な運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。2つ目、2 ポツ目ですが、九州ブロックからの提案を踏まえ、TAC管理の柔軟な運用について、従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や、次期管理期間からの前借についてのより円滑な実行や、やむを得ない混獲による操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。以上の2項目について、新規に要望するものとしております。

今後、こちらの要望書をもって、全漁調連の役員が、関係省庁等へ出向き要望する予定となっており、要望に対する各省庁の回答については、全漁調連事務局から情報提供があり次第、委員の皆様へお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、通常総会の概要については以上です。

亘理会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の発声あり)

亘理会長

御意見等がないようでございますので、その他に移ります。その他でございますが、委員の皆様から、委員会で共有したい情報等などは、ございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

県から情報提供はございませんか。

藤原漁業調整課長

ございません。

亘理会長

ありがとうございます。事務局からは何かありませんか。

遠藤事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会は、6月23日火曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階 大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

亘理会長

ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了（午後1時48分）
